

Q
当院は、開院して
6年弱ですが、今回、
開院以来雇用継続中の
事務職員から、今
年の4月から、長女
が私立中学に入学し
た様でそのこともあ
ってか、副業を許可
してほしいとの希望
がありました。必ず

認めなければいけな
いでしょうか？次々
に副業を希望する職
員がでてきても…。
就業時間以外の時間
をどのように使うかは
本来職員の自由です。
就業時間以外の自由な
時間を使って兼業する
ことに対しても使用者
の拘束は及ばないので
はないかとも考えられ
ます。

また兼業と言つても
様々な形態が考えられ
ます。ある時期の季節
労働（農業や漁業）、月
一回程度の着付け教室
の講師等々。
法律上、国家公務員
については職務専念義
務や私企業からの隔離
が明文として規定され
ています。しかし、私
企業については二重就
業規則等で定め、周
知しておくことが求め
られます。

労働時間が、
週の労働時間が合計
40時間の所定と継続雇用関係に入
り、労働に服することになると、その疲
労度は加速度的に累積し、従業員たる地位に
おいて要請される誠実な労務の提供は遂には
殆どが不可能となるであります。ある時期の季節
の事故の発生、それに伴う使用者側の損害な
らびに各種補償義務負担等の危険性が著しく
増大することが予想される」

【就業規則の規定例】
兼業についての規定
例
「医院の許可なく、正
職員は有給、無給を問
わず医院以外の職また
は業務に従事してはな
らない。」
過重労働、過労死の
問題が発生し、院長の
責任が問われると思
います。

税務・人事労務ワンポイント (377)

兼業(二重就職)の申出は認めなければいけないか

社会保険労務士 桂 好志郎

認めなければいけないで
しょうか？次々に副業を希望する職員がで
てきても…。

就業規則で定めていま
す。

た正職員とパート職員を区別して対応します。

ができると考えます。

◇兼業禁止規定が必要とされる理由

【裁判例でも】

◇最大のポイントは兼業することによって、何時間になるか？

①労務提供義務、②競業避止義務、③秘密保持義務の三つの視点

で見ることができます。

医療機関においては、

労働時間が、

秘密保持義務は兼業問題以前の問題として、採用時に誓約書の提出を求めることが、さらに就業規則等で定め、周

し、従業員たる地位において要請される誠実な労務の提供は遂には

○20時間とした場合時間外労働が月80時間以上となります。

○30時間とした場合時間外労働が月120時間以上となります。

【労務提供義務】

【就業規則の規定例】
兼業についての規定

承認が一般的です。ま
る場合は禁止すること

税務・人事労務ワンポイント

バックナンバーを
協会ホームページで公開中



https://www.vdrv.or.jp/one_point/

※無断転載禁止